

次世代育成支援対策推進法に基づく

国立大学法人山形大学の行動計画の策定について

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月31日まで4年間

2 内 容

【子育てを行う労働者が職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備】

目 標 1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員…1人以上の職員が取得すること。

女性職員…取得率を80%以上とすること。

●平成27年度

- ① 育児休業等の制度（育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業）についてホームページ等で周知し、これらの制度を利用しやすい環境を整えるとともに、男性職員の育児休業取得を促す。

●毎 年

- ① 新規採用者の研修時において、育児休業等の制度について説明を行う。
- ② 育児休業の取得状況及び今後の課題を、毎年（5月頃）ホームページ上に掲載し、啓発を行う。

目 標 2 ワーク・ライフ・バランスに関する懇談会やセミナー、シンポジウム等を年1回以上開催する。

●平成27年度

- ① 懇談会やセミナー等を通して課題を把握し、解決を図る。

●毎 年

- ① ニーズの変化の把握に努め、セミナー等の内容を検討して開催する。

【働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備】

目 標 3 夏季・年末年始の計画休暇（一斉休業）を実施し、生活のサイクルを踏まえた休養を推奨するなど、効果的な年次有給休暇の取得促進に取り組む。

●平成27年度

- ① 全学一斉休業に連続する休暇や家族の行事（子どもの学校行事、PTA活動、結婚記念日等）の際に休暇を取得するよう、ポスターやホームページ等で促す。
- ② 夏季等における一斉休業の前後は会議等の自粛を促し、休暇の取得促進を図る。

●毎 年

- ① 年次有給休暇の取得状況及び今後の課題を、毎年（3月頃）ホームページ上に掲載し、啓発を行う。